

倉敷市まちづくり基金事業補助金



- 地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、地域の魅力の向上及びにぎわいの創出を図ることを目的に、市内でまちづくり活動を行う方に補助金を交付します。
- この補助金は、倉敷まちづくり株式会社からの寄附などで成り立つ「倉敷市まちづくり基金」を財源としながら、市の予算の範囲内にて運用しています。

	まちづくり拠点整備事業（ハード事業）	まちづくり活動促進事業（ソフト事業）
対象エリア	倉敷市内	倉敷市内
補助対象者	個人・団体・法人（大企業を除く）（団体は規約等がある者に限る）	団体・法人（規約等と市内の活動拠点がある者に限る）
対象事業	市内建物の改修等を行い、地域の歴史や文化、伝統、特産品などの地域資源を活かし、近隣の市民・団体・事業者・学生などと連携しながら、地域の魅力向上やにぎわい創出を図る拠点を整備する事業	地域内の住民や団体、事業者等が協働して行うニーズ調査・分析やワークショップ、イベントなどの実施を通じて、地域資源を活用したまちづくり構想や計画、組織づくりを行う事業
補助金額	補助率1/2 補助上限額300万円	補助率2/3 補助上限額100万円
加算等	<加算①> 事業実施場所が都市機能誘導区域内 ※ 補助上限額について50万円を加算 <加算②> 事業の補助対象経費が1,500万円以上 補助上限額について50万円を加算	交付の合計額が200万円を超えない範囲にて、3回まで補助金を受けることが可能。（事業の目的を達成するために必要であると認められる場合に限り。）
募集期間	年3回（令和6年度の募集時期：4月・7月・10月）	随時募集（申請期限は事業実施の1か月前）

※倉敷美観地区・旧街道沿いの一部を除く。

○ 補助金申請・交付の流れ



※審査会・・・外部の学識有識者等によって構成される諮問委員会です。ハード事業のみ、審査会にて採否の審議を行います。

○審査基準（主なもの）

まちづくりの観点（ハード・ソフト共通）

- 地域の課題解決に資する事業か
- 地域資源の振興につながる事業か
- 近隣住民・団体等と連携している事業か
- 地域の魅力・賑わいの向上に資する事業か
- 市民の理解・協力が得られる公益性の高い事業か

事業別の基準

- <ハード事業> 町並みの保全に資する事業か

事業成果の観点（ハード・ソフト共通）

- 中長期にわたり事業の持続性が認められるか
- 近隣エリアへの波及効果が見込まれる事業か
- 他の模範となる先進性のある事業か
- 多くの市民や団体などが参加できる工夫があるか
- <ソフト事業> まちづくり構想や計画、組織づくりが進む実効的な取組であるか

○ハード事業における施工内容の条件（事業実施場所別）

伝建地区、伝美地区、町並み保存地区

原則、内装・設備工事が対象です。
 <以下を全て満たす場合、外装工事も対象となります（新築を含む）>

- ①他の補助金の利用ができない合理的な理由があること
- ②内装・設備工事に加え、外装工事を行う必要性が認められること
- ③外観の現状変更行為に係る必要な許可又は同意を得ていること

左記以外

外装・内装・設備工事が対象です。（新築を含む）
 <外装工事の施工条件>
 建築当時の原状に近い回復を行うもの、又は町並みの連続性や新たな町並みの創出に資する工事のみを対象とします。



○問い合わせ先

倉敷市まちづくり推進課
 TEL : 086-426-3025
 MAIL : citydevpromo@city.kurashiki.okayama.jp

○各種 申請様式



（市まちづくり推進課
 ホームページ内）